

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ほづみ絵本の森保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会		
福祉サービスの種別	小規模保育事業		
代表者氏名	長谷川 裕美 園長 高橋 亜希 主任保育士		
定員（利用人数）	19 （ 19 ） 名		
事業所所在地	〒 561-0851 豊中市服部元町2丁目4番19号		
電話番号	06 - 6151 - 4390		
FAX番号	06 - 6151 - 4391		
ホームページアドレス	https://www.hozumi.ed.jp/ehonnomori/		
電子メールアドレス	hozumi-ehonnomori@aioros.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	平成29年4月1日		
職員・従業員数※	正規	7 名	非正規 4 名
専門職員※	保育士 10名、看護師 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（1歳児、2歳児）、更衣室、看護室、調理室、職員室、絵本カフェ		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 30 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

〔 保育理念 〕

自分らしさを発揮しながら 豊かな創造性や感性をもち やろうとする力や向かう気持ち
あきらめずに達成する力が強く 人とつながる喜びを知る人になる

〔 保育方針 〕

そのままの姿を受けとめよう たくさん抱きしめよう たくさんの失敗ができるところにしよう
「ホンモノ性（学びの対象・人としてのあり方）」を大切にしよう
すべての人の違いは豊かさであり 同じ価値の存在として認めよう
一人ひとりの個性を尊重しよう

〔 まわりの大人が大切にしたいこと 〕

子どもを中心として それを取り巻く大人たちが 支えや学びの共同体になろう
子どもを生まれた時から 幅広い分野で発達する 生きた人間として見よう
子どもたちに人生の魅力を語ろう
子どもの成長や発達を喜び合い 協力し合いながら成長しよう
大人も子どもも 豊かな安全基地をもち 愛着を安定させよう

【施設・事業所の特徴的な取組】

（１）絵本と関わる機会を大切にしています。季節や子どもの興味や関心に合わせて絵本あそびを行い、絵本のイメージを膨らませて遊びに繋げ、絵本をより身近に感じられるようにしています。1冊の絵本を継続して遊ぶことで絵本の世界に深く入り込み想像力豊かに楽しんでいます。絵本フェスタというイベントではテーマの絵本に沿った空間作りやコーナー遊び、保育者の出し物で絵本の世界観を保護者にも味わってもらっています。また週に一度の絵本の貸し出しや午睡前の子どもが選んだ絵本を一人ひとりに読む時間も大切にしています。

（２）子どもたち一人ひとりの発達や成長、個性も違うため個々に合わせた保育を行っています。月齢や発達に合わせて昼食に時間差をつけたり、自分で活動内容を選べるように選択肢を設けています。無理強いすることなく、子どもの気持ちを尊重し、見守るよう心掛けています。子どものつばやきをもとに遊びを展開させ、子ども主体で遊びを進めていくことで、受け入れられているという安心感を持てるよう関わっています。また異年齢の子どもたちが共に生活することが刺激となり、思

いやりの心や自信をもつ力が育つと感じています。

(3) ダイナミックな絵の具あそびや造形活動を取り入れています。
大きな模造紙や段ボールにのびのび描く面白さや絵の具の感触・開放感を味わいながら自由に表現しています。室内には、自由時間に画用紙やらくがき帳等の素材に自分で選んだ材料や用具で好きな絵や思いを描きたい時に描けるような環境を用意しています。自分の思いを様々な方法で表現することを楽しんでほしいため、ひとりひとりの小さな表現も見逃さないように認め共感したいと考えています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和4年12月7日～令和5年6月21日
評価決定年月日	令和5年6月21日
評価調査者(役割)	0501C022 (運営管理委員) 1701C005 (運営管理・専門職委員) 2201C016 (専門職委員)

【総評】

◆評価機関総合コメント

ほづみ絵本の森保育園は、平成29年開園で豊中市の東部、阪急宝塚線服部天神駅より徒歩10分、国道176号線沿いに在る家庭的な雰囲気の中で手厚い保育、『絵本』の世界が楽しめる小規模保育園（A型 定員19名）で、3歳の卒園の際に法人内の近隣3園の中から（保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園）受入れ園を選ぶ事も可能です。

静岡県や富山県等の幼児教育・保育施設で令和4年に不適切事案が発生した事がマスコミ報道で大きく取り上げられた為、念のため園でも、法人内の2園と共に、令和5年3月に保護者アンケートを前倒して実施し状況を確認し（保護者満足度5点満点で 園平均4.9点の極めて高い満足度）、その結果『安全で安心・主体的な保育、楽しい遊び、美味しい給食』を3月に保護者に報告しました。

参考）昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策（令和5年5月12日付け通知） ども家庭庁HP 安心・安全な保育のために
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

今回の2回目の受審（前回平成30年度受審）では、令和5年5月下旬に提出された「園の自己評価表」の出来栄も良かったので、園より事前に提出された「園の課題」を弊社で分析し、評価基準のどの項目を重点的に確認すれば良いかを検討し、基本に忠実に「保育所保育指針を意識する」をテーマに、6/14（水）3名の評価者で、客観的なデータに基づいた科学的・組織的・体系的・計画的・持続的な 及び 保育士のアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）となるように評価を試みました。【①評価基準 ②法令・条例 ③保育所保育指針 ④法人・園の決まり事（マニュアル・規定等）への適合性評価】園長を筆頭に、主任保育士、看護師等全員参加（理事長も参戦）で、真摯に前向きに建設的にご対応頂き、その結果は、大変良好でした。保育園は時代の最先端にあり、保育士は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。ラテン語に「仕事の完成よりも、仕事をする人の完成」という言葉があるそうです。一生懸命な保育業務を通じて人格の完成を目指すよう職員をご指導下さい。

まだ、開園7年目です。さあ～、これからだ！！

◆特に評価の高い点

（1）「全体的な計画」は、「保育所保育指針」を基盤とし、保育理念、保育方針に掲げられた「自分らしさを発揮しながら豊かな創造性や感性をもつ」人に育てていくために「そのまの姿を受けとめよう、たくさん抱きしめよう」等々の姿勢に則って、1～2歳の乳児期の子ども一人ひとりの個人差に配慮し人権と主体性を重んじ、家庭的な雰囲気の中で慈しみ大切に育てるという視点できめ細かく作成されていました。また基本理念には、「まわりの大人が大切にしたいこと」という項目があり、一人ひとりの保護者や子どもに寄り添い、温かく見守るといった姿勢を心がけ、様々な実践に結びつけるように研鑽を重ねていました。

（2）「絵本の森」という園名にふさわしく、保育室、子育て支援室「絵本カフェ」には良質な絵本が、充実して整備されていました。日々の保育では、保育士が子どもを1対1で温かく包み込みながら読み聞かせをしたり、絵本を様々な遊びに展開する実践を取り入れました。絵本を通して子どもが基本的信頼感や豊かな感性を育ていけるように、特色ある保育内容を工夫し、理論的基盤をもって地域にも発信していました。また、育ちを援助する保育室内の環境構成や造形活動、リズム・わらべ歌などの音楽、食育等々の保育実践を計画的に取り入れ、それらの内容を保育で展開するスキルを磨くための振り返りや研修を進めて

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果								
I-1 理念・基本方針										
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。										
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a								
(コメント)	<p>保育理念・方針・目標等はホームページや『園のガイドブック』、『重要事項説明書』に明文化し、周知を図っています。</p> <p>職員には4月の職員会議で配布・説明し、日常的に目に触れるよう、職員室・保育室にも掲示しています。また、保護者には入園説明会にて詳しく説明をしています。</p> <p>訪問調査当日 6/14（水）に、各保育士の脳裏に理念、方針、目標が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、理解出来ている事を確認し、周知方法の妥当性が確認できました。</p> <p>～保護者の保育理念・方針の認識度に関して <アウトカム評価>～ 2023年3月実施 保護者アンケート結果（回収19人/総数19人 回収率100%） 設問 1 保育園の保育理念・方針をご存じですか？</p> <p>→ 保護者の回答 ⑤よく知っている 4（21.1%） ④まあ知っている 11（57.9%） ③どちらともいえない 4（21.1%） ②あまり知らない 0 ①まったく知らない 0</p> <p>⇒ 分析 ⑤よく知っている 4（21.1%） + ④まあ知っている 11（57.9%） = 15（79%） ☆ 比較的、認識されているレベルです</p> <p>* ただ、③ どちらともいえない 4（21.1%）を改善したい</p>									
		評価結果								
I-2 経営状況の把握										
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。										
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a								
(コメント)	<p>市・府・こども家庭庁等や「情報誌」により、社会福祉事業全体の動向や、市の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析しています。また、アンケートの調査等で地域の子育てニーズを把握しています。</p> <p>令和4年度(2022年度)教育要覧 豊中市教育委員会 小学校区別幼児数一覧 令和4年(2022年)5月1日現在</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/youran/files/R4_yoran.pdf</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>合計(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中豊島小学校区</td> <td>133</td> <td>117</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>*園の在園児人数は19人、校区内で約7.6%の乳児が通園中</p>			1歳	2歳	合計(人)	中豊島小学校区	133	117	250
	1歳	2歳	合計(人)							
中豊島小学校区	133	117	250							
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a								
(コメント)	<p>市内でも少子化（合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの：1.26 過去最低 2022年、1.30 2021年）、保育者不足の影響で定員割れの傾向が出てきている為、理事長を中心に定時理事会・評議員会・園長との面談で対応策を検討し、攻めの経営を展開しようとしています。小規模保育事業の大きな課題への対策、卒園3歳児以降の確実な受入れ園を法人内の3園から選ぶ事も可能となっています。令和5年4月から近隣にマーブル保育園（服部元町 2-68-1）を開園、幼保連携型認定こども園 豊中ほづみ保育園（服部元町2-7-2）、学校法人常楽寺学園 ほづみあそびまなびの森（幼稚園型認定こども園 菅根南町1-1-5（豊島公園：ローズ球場横）が設置されています。</p>									

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
(コメント)	理事長主導で強み・弱みの克服を意識して、「中長期計画」を作成しています。項目として、1-設備、2-教育研修、3-子どもへの保育体制、4-安全、5-地域貢献等を設定し、定期的な見直しも実施しています。ただ、いくつかの項目に記述の粗さも見受けられるので、この機会に、よりきめ細かな「中長期計画」の作成・展開を期待致します。『細部に神が宿る(ドイツの格言)』とされています。	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
(コメント)	理事長主導で理事会や職員の意見を踏まえ、「令和5年度事業計画書」を作成しています。項目として、1-令和5年度の重点項目、2-地域交流事業、3-食に対する取組等を設定し、定期的な見直しも実施しています。ただ、いくつかの項目の内容に粗さもあると感じました。この機会に園長主導で作成する方向性に切り替え、きめ細かな「年度事業計画書」の作成・展開を期待致します。(特に、令和5年度の重点項目(1)苦情解決処理への積極的な取組み、(2)地域交流事業の推進の記載箇所はより深めたい)	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
(コメント)	日頃から職員等や理事などの役員の意見を集約し「中長期計画」・「年度事業計画書」を策定し、理事会や評議員会で評価を行っています。また、事業計画は、ICTや会議等で職員に説明を行っています。	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
(コメント)	「中長期計画」・「年度事業計画書」を一般の方が見ても理解しやすいように作成し、玄関付近で閲覧ができるようにしたり、HPに掲載し、保育参加を行う等の機会に、園長より保護者にねらい等を伝えていきます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
(コメント)	<p>組織的(園長・主任保育士・中核リーダー保育士)に保育計画や日々の振り返りを日頃から行う等、保育の質向上に取り組んでいます。『保育所保育指針』が要求する毎年の「運営管理に関する園全体の自己評価」を大阪府が策定した「自己評価表」に基づき実施しています。その出来映えも良く出来ていました。また、5年に一度、法人内の全園で第三者評価の定期的な受審を目指しています。(開園7年目で2回目の受審)</p> <p>特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の園評価について 豊中市役所HP 更新日: 2022年9月15日</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/20220615_enhyouka.html</p> <p>法人 社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会HP 第三者から評価されるということ</p> <p>https://www.hozumied.jp/blog/single.php?page=226</p>	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
(コメント)	職員会議等を通じ、全職員で話し合いを積み重ね、課題を抽出・共有化し、「主たる園の課題」、「改善計画書」を策定し、打開策を共有化していました。その改善計画書の実行計画は、組織的・計画的・体系的な取組みとなっており、優先順位や時系列や各課題の実行責任者を明確にし、進捗管理が出来るものとなりました。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	<p>園長の役割・責任は、『就業規則』（2022年4月1日改訂）、「重要事項説明書」に明記し、職員や保護者へ周知しています。有事（災害・事故等）の責任者が理事長・園長であること、不在時の権限委任（主任保育士・中核リーダー）についても『危機管理マニュアル』（2023年4月1日改訂）に明記しています。</p> <p>園長には「持ち前」のリーダーシップ（マネジメント能力、統率力、コミュニケーション能力、人望）やチャレンジ精神、決断力、使命感が在り、逸材です。この機会に振り返りを行って、園長の経営管理の領域を拡大させ、変えるべき事は変え、さらに進化させましょう！！</p>	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>理事長よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長は「遵守すべき法令一覧表」（2023年4月1日改訂）を作成し、職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。</p> <p>訪問調査時6/14（水）の際に、各保育士・看護師の脳裏に関係法令が刻み込まれているか「筆記テスト」を行い、確認しました。</p> <p>保育士・看護師が回答した関係法令の一部抜粋： ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥改正個人情報保護法（2022.4/1～） ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩改正食品衛生法 ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化、中小企業2022.4/1～） ⑫改正育児・介護休業法（2022.4/1～、10/1～産後パパ育休）</p>	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<p>園長は、「月案」・「週案」・「行事計画」・「絵本あそび等の計画表」等には必ず目を通し、感じたことを記載しています。また、一日に一度は保育に入り、環境や子どもの様子を見るようにしています。各リーダー（中核・造形・あそび）を中心に、意見を言い合える雰囲気意識しながら、毎月の計画や活動等の会議に参加しています。月2回のミーティングや中核リーダーを中心としたワークショップを毎月行い、全職員の意見を受け止めるようにしています。</p> <p>また、園長は保育の質の向上策の1つの手法として、平成26年度に大阪府主催の「福祉サービス第三者評価調査者5日間研修」を受講し、評価者として他の園を回り、研鑽を積み上げ、『知恵の蔵 叡知』を蓄えようとしていました。次は、質の要となる主任保育士、又は 中核リーダーに「福祉サービス第三者評価調査者5日間研修」を受講させましょう。</p> <p>★ 乳児期は生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて大切な時期で、質の高い保育を受けることはその後の人生に良い影響を与えます。</p>	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<p>経営に関することは理事長を中心に行い、園長は運営管理を中心に関わっています。主任保育士と相談しながら、働きやすい環境や理念の実現の為、取組んでいます。</p> <p>先の項目、Ⅱ-1-(1)-①にも記載しましたが、この機会に振り返りを行って、園長の経営管理の領域を拡大させ、さらに進化させましょう！！</p>	
		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a

<p>(コメント) 法人会議では、保育士・派遣保育士・パート保育士の配置や必要人数と現状の確認を行って、正規職員の比率を高める努力をしています。採用活動では、養成校に「求人票」を配布したり、法人単独で就職フェアも行ったり、HPの充実にも力を入れ求職者にアピールしています。就職フェアでは園の特色を伝え園児学や学生アルバイト等の受け入れを行い、採用につなげています。</p>	
<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>(コメント) 「期待する職員像等」は『まわりの大人が大切にしたいこと』に明記し、人事基準の一部（採用や配置、異動は明確となっている）は『就業規則』に明記し、職員会議・個人面談を通じて周知しています。 ただ、昇進・昇格等に関する人事基準は、明確ではなく、また人事基準に沿った職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した事の「客観的証拠」が確認出来ませんでした。特に園長、主任保育士への昇進プロセスは大きな人生の岐路です。難易度は高いですが、見える化された人事考課の導入は、真摯に働く保育士の励みになると思います。何事も大きく始める必要はありません。小さく始めて、その後展開すれば良いと思います。</p>	
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>(コメント) 職員の労務管理は「就業規則」に明記されており、各職員の有給休暇の取得状況や時間外労働を『コードモン・アプリ』を活用し把握されています。時短勤務や時間外労働の削減、土曜日勤務やシフトの調整等工夫をしています。特に、ノン・コンタクト・タイム（休憩）が必ず取れるよう時間を調節し、絵本カフェや更衣室でコミュニケーションを取りながら、くつろげるようにしています。また、総合的な福利厚生として「民間社会福祉事業従事者共済会」に加入しています。ただ、職員の心身の健康と安全を保証する、『ハラスメント対策マニュアル』（改正労働施策総合推進法 公布：令和2年6月1日 施行：令和4年4月1日）が改訂されていませんでした。</p> <p>参考）事業主がハラスメントを防止するために講ずべき措置11項目 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 (1) ハラスメントの内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。 (2) 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・啓発すること。 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 (3) 相談窓口をあらかじめ定めること。 (4) 窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 (5) 相談の申出があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 (6) 事実確認ができた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。 (7) 事実確認ができた場合は、速やかに行為者に対する配慮の措置を適正に行うこと。 (8) 再発防止に向けた措置を講ずること 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因となる要因を解消するための措置 (9) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。 プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止 (10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。 (11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること。</p>	
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント) ワークショップやミーティングで理想の職員像を話し合い、意識を統一しています。年度末の面談での希望を基に、個別の研修計画を立てたり、年度末の面談で、振り返りや次年度の目標や課題を聞き、夏頃にその後の思いや進捗状況の確認を行っています。また、冬の面談で振り返りや目標、課題の進捗状況の確認を行って、達成すべきものは一緒に考え励まし努力を促しています。 弊社の経験では、一芸に秀でた人（どんな小さな事でも良い）が、気づけば他の技・スキルも身につけ、さらに一流のプロフェッショナル保育士として磨きをかける。一つを極めた人にとっては、別の分野でも「何をどうやれば結果が残せるか」が見えやすくなる。そして、一芸で得た「自分は出来る！」という「自分自身に対する信頼＝自信」が、別の分野でも自分を磨く時の余裕となる。一芸があれば、他の分野も開くようです。</p>	
<p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>

(コメント)	<p>「保育士スキル一覧表」等にて各人のスキル状況を把握したり、『研修計画』にておおむね各職位に必要な研修を明文化しています。また、園の目標と個人の目標の認識を合わせ、O.J.T. (On the Job Training: 現場で業務を通して部下を教育する指導法) が推進できるような体制を整えています。「出張日報」により、評価・分析を行い、職員会議やミーティングで全職員に研修の内容を伝えています。教育方法は、現状のO.J.T.主体で良いと思います。ただ、もう一押し、体系的・個別の「年度研修計画」的なもので、誰がいつどんな研修を受けるのかが明確なものとし、基本となる『保育所保育指針』、作成している『マニュアル』を読み込む園内研修を盛り込んではどうでしょうか。</p> <p>【迷ったら、いつでも基本に戻れ】</p> <p>効果的な研修計画の作成は容易ではありません。研修計画作成のチーム創りから考えた方が良いと思われる。隣接する小学校では、教務主任や研究主任という専任者を設けていると思います。深みのある難易度の高い業務は、人財の選定から考える事を始めましょう。</p> <p>また、教育は最もリターンが期待できる中長期的な先行投資です。人が成長する時は、直線で伸びて上がるのではなく、階段を上っていくような成長曲線となります。職員教育し、成長曲線のブレイク・ポイント(区切り点、分断点)を待ちましょう。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>園長や主任保育士が普段の仕事ぶりや、面談時や研修出張日報等から職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握しています。園内研修では、保育業界の交流誌を教材にしたり、中核リーダーによる研修を毎月実施したり、「OJTチェックシート」を作成したりして、質の向上を進めています。外部で行われる研修情報を全職員に提供し、個人の希望に配慮しつつ、シフトや全体のバランスを考慮して、希望の研修に参加できるよう配慮しています。</p> <p>「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。」という有名な言葉があります。OJTに似ていると思います。「言って」の箇所は、現在では、「言う・口頭」だけでなく、指導テキストの『業務マニュアル』も必要と思いました。先輩により教え方の力量にバラツキがあったり、体系的に理解するには、指導テキストが有用です。弊社の経験では教わる側の「OJTチェックシート」よりも教える側の『業務マニュアル』の方が有効と感じました。</p> <p>保育園は時代の最先端にあり、保育士は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。ラテン語に「仕事の完成よりも、仕事をする人の完成」という言葉があるそうです。一生懸命な保育業務を通じて人格の完成を目指すよう職員をご指導下さい。</p>	
II-2-(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>『実習生受け入れマニュアル』(2023年6月1日改訂)に基づいて、直近3カ年はコロナ禍でしたが、在園児や保護者に配慮しながら可能な限り、実習生を受け入れ、養成校と連携を取りながら進めています。園長・主任保育士より、指導を担当する職員に研修を行って一貫した指導が出来るようにしています。本人の意向を取り入れてクラスを決めています。又、実習校との連携をとり巡回指導の教員との面談の機会を設けています。</p> <p>子どもが幸せを感じる為に、子どもが「生まれてきて良かった」と少しでも思えるように、どうやったら子どもの心に火が付くのかを一人ひとりに合わせて考え続けていく等、保育士の役割と責任(大変な事は一杯ある、いろいろ苦労もする、でも本当に大事な仕事なんだ)を保育実践を通じて、実習生に伝えようとしていきます。</p> <p>* 直近3カ年 実習生受け入れ実績</p> <p>2022年 0人 2021年 1人 2020年 0人</p> <p>★ 「天職」とは出会うものではなく、自らつくり出すもの。「偶然に出会った仕事を天職と思い込む。仕事を好きになれば、仕事が面白くなる。努力をしても苦にならなくなる。地味な努力を一步一步積み重ねれば、平凡な私でも非凡になれる。」と実習生(未来を創り出す人)に教えましょう。</p>	

		評価結果
II-3	運営の透明性の確保	
II-3-(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。ただ、園のホームページの活用による、園の保育内容、事業計画、事業報告、重要事項説明書の公開は、もう一押ししたい。

【 財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況 】

(コメント) 6/14現在（令和3年4月1日～令和4年3月31日 決算情報等）

① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額

参考) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB020000E00.do>

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

(コメント) 園における事務、経理、取引等に関するルール等を明確にし、法人・園の担当がきっちり実施しています。内部監査は、毎年幹事による監査を受け実施し、外部の専門家（税理士）による決算支援を受け、経営改善を実施しています。

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

(コメント) 地域との関わり方についての基本的な考え方を「全体的な計画」、「年間指導計画」に記載しています。玄関に地域の情報や病院の情報、公園マップを掲示したり、市役所からのおたよりを配布したり、個人懇談などで保護者の方からの相談に対し、社会資源について伝えています。

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

(コメント) 『ボランティア受け入れマニュアル』（2023年6月1日改訂）を整備し、ボランティアや地域の中学校の体験学習の受け入れを行っています。中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育士の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力になります。中学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。保育士と言う職業は、小中学生の頃までは女の子に人気の高い職業だとは思いますが、その後、低下する。やりがいを感じてもらって将来の職業選択の1つとして考えてもらったり、進路に悩む中学生に幼児教育・保育の仕事の魅力を積極的にアピール出来れば良いですね。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

(コメント) 医療機関や公園、児童館のリストや地図、「豊中市子育てサービスガイド」等が玄関に設置してあります。幼保小連絡会、地域の子育ち・子育てネットワーク（地域福祉ネットワーク）にも定期的に参加し、地域の状況や課題等を共有しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

園の2階の子育て支援のあたたかい場所「ほづみ絵本の森 Cafe」にて、大阪府知事認定の地域貢献支援員（スマイルサポーター）1名（園長）による相談に応じる機会を用意し、地域の方の現状や生活課題の把握に努めています。
園では、スマイルサポーターが現在1名（園長のみ）となっているので、資格取得者が複数人となるよう、主任保育士が研修受講を目指しています。

(コメント) ほづみ絵本の森 Cafe (園の2F) 【 月 (不定期) 火、木、金 9:30~13:00 】

<https://www.hozumied.jp/ehoncafe/>

絵本がだいすき 絵本をもっと知りたい 子どもと一緒にカフェに行きたい
ゆっくりお茶したい お友達と集いたい 子育ての悩みを聞いてほしい 等に対応し、あたたかい場所を提供されています！！

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

同上の「ほづみ絵本の森 Cafe」にて、子育て中の保護者が孤立を感じないよう、臨床心理士カウンセラーによる「ちょいきき」や「honto」等のイベントを行ったり、相談の場の提供や、子育て中の保護者の集いの場として提供しています。
また、「赤ちゃんの駅」としておむつ交換、授乳が可能なスペースとして提供し豊中市のホームページにも登録されています。

(コメント) 2023年度 ちょいききのお知らせ (臨床心理士カウンセラーによる子育て相談日程)

https://www.hozumied.jp/uploads/1683034810_1.pdf

令和5年(2023年)4月発行 豊中市役所HP 「赤ちゃんの駅」のご案内(中部編)2page 25番 ほづみ絵本の森保育園(2F 絵本カフェ)授乳が可能なスペース

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.html>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
(コメント)	保育理念、保育方針に子ども一人ひとりの人権を尊重した姿勢が示され、『保育マニュアル』(2023.5.17改訂)に明示しています。各種会議、研修等で、子どもの権利擁護や虐待防止に関する研修を行って、子どもを尊重した保育を実践するように共通理解を図っています。また、子ども同士でトラブルが起こった時は仲介に入り、思いに共感したり相手の気持ちを伝えたり、男児女児平等な対応を心掛けています。入園説明会や普段の会話等で、子どもの人権や尊重する心について保護者に伝えていきます。	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		a
(コメント)	子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護については、『ほづみの規則、規程』、『プライバシー保護規定マニュアル』(2023.4.6改訂)を作成し、職員に周知する為、毎年研修を実施してまいりました。(2023.4.20実施) 駐輪場を使用する際は、よしずをして子どもの様子が外部から見えないようにしたり、カーテンを閉める等配慮を行っていました。保護者には入園説明会や個人面談の際に取り組み状況を伝えていきます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a

<p>(コメント)</p> <p>園の理念、方針、保育内容等は、豊中市役所配布の『豊中市の子育てガイドブック』やホームページに掲載し、広く発信しています。園見学は随時対応し、園内の様子に説明も加えた動画を作成し、情報提供をしています。リーフレット、ホームページ、動画は毎年更新しています。</p> <p>豊中市役所HP 民間保育所 ほづみ絵本の森保育園の紹介のページ</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shisetsu/kodomo_shounen/hoikuen/syoukibo/hodumiehonnomori.html</p>	
<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p> <p>入園説明会で「重要事項説明書」「ガイドブック」を用いて詳細に説明し、「同意書」を得ていることを書面で確認しました。子ども・保護者の双方に分かりやすく説明するために人形を使うなど、工夫をしてみました。また「ガイドブック」に変更点がある時も、差し替えを配布し、「同意書」を得ています。説明は個別に面談を行い、理解状況を確認しながら丁寧に説明しています。配付資料は、年1回見直しを行っています。</p>	
<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p> <p>園等の変更にあたっては、『対応マニュアル(転園・退園・育休)』(2023.5.11改訂)に手順を明記しています。主に園長が窓口になり、状況に応じては、主任保育士や職員が対応しています。また、絵本カフェでの心理カウンセラーによる子育て相談「ちょいきき」も利用できることを伝えています。毎年開催している「絵本フェスタ」については、参加できるよう声を掛けたりハガキで知らせたりしていました。</p>	
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p> <p>日々の保育の中で、子ども・保護者との信頼関係を築き、子ども・保護者の満足を把握するように努めています。年に2回、保育参加の際に個別懇談を行い、保護者の要望を聞いています。また、定期的に保護者アンケートを実施し、分析・検討の結果を職員会議で話し合い、具体的な改善を行うように努めています。</p> <p>今回、2023年3月に実施した満足度調査は、100%の回収率で、下記の如く、保護者満足度は、極めて高い満足度(園平均 4.9)となりました。一部、若干要望も頂きましたが、それに対し、速やかに改善を行っていました。</p> <p>★保護者アンケート結果より 回収率=回収19/配付19= 100%</p> <p>総合評価満足度を5段階評価で言うと 園平均 4.9 ☆極めて高い満足度</p> <p>1歳児 うすら組 5段階評価 ⇒ 満点 5 (回収率=9/9 100%) 2歳児 だるま組 5段階評価 ⇒ 4.9 (回収率=10/10 100%)</p>	
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p> <p>『苦情・相談・要望対応マニュアル』(2023.4.3改訂)に沿って、苦情解決の責任者 理事長、受付担当者 園長、第三者委員 2名(連絡先等も明記)を設置しています。その仕組みは、「重要事項説明書」に記載し保護者に説明し、園内に掲示しています。苦情、要望等を受け付けた際は、全職員に周知し早急な対応を行い、保護者に必ずフィードバックしています。(HP、おたより、園内掲示)経過については「苦情受付票」に記載して保管しています。苦情、相談等の内容に基づき、職員で話し合いを深め、保育内容の改善に努めています。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p> <p>入園案内の際に「重要事項説明書」にてクラス担任、園長、主任保育士等誰にでも相談できる体制があることを伝え、第三者委員の設置についても説明を行っていました。保護者からの相談・意見があるときは、プライバシーを守るように配慮してゆっくり話せる場所(2階の絵本カフェ)を確保しています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。</p>	
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>

(コメント)

職員は、日々の「おたよりファイル」でのやりとりや、登園・降園時、家庭での様子を把握し、園での子どもの様子を丁寧に伝えたり、年2回個人懇談会を実施する等、保護者との円滑なコミュニケーションに努め、相談や意見が述べやすいように配慮しています。玄関入り口には自由に意見・要望を無記名で投函できるように意見ポスト「おもいの箱」を設置しています。苦情や意見があった際には、『苦情・相談・要望対応マニュアル』（2023.4.3改訂）に沿って、「苦情、要望等報告書」に記録し、職員で話し合いの場を設け、迅速に対応できるよう心掛けています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

(コメント)

『危機管理対応マニュアル』（2023.4.1改訂）、『災害マニュアル』（2023.4.6改訂）において「安全管理組織表」をもとに、リスクマネジメントに関する責任者を明確にしています。リスクの種類別に〈4月アレルギー、6・7月プール・水遊び、7月心肺蘇生、4・11月SIDS等〉研修を行ない、全職員に周知徹底しています。看護師を中心として、アレルギー・熱中症・プール・救命救急（AED）・虐待・SIDSの研修は、毎年必ず行っています。「事故報告書」や「ヒヤリハット報告書」を作成し、毎月集計し、ミーティングで周知しています。また、ニュースや時事問題を紹介し事故防止策の話し合いをミーティングや職員会議で行っています。

（参考） **ハインリッヒの法則（1:29:300の法則）**
1928年、アメリカの損害保険会社の安全技術者ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ氏が、50万件以上の事故事例を調査し1つの法則を導き出しました。
「1件の重大災害の陰には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、さらにその陰には300件のヒヤリハットした体験がある。」

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

(コメント)

『感染症マニュアル』（2023.4.1改訂）、『ノロウィルス対応マニュアル』（2023.4.1改訂）、『麻疹マニュアル』（2023.4.1改訂）、『風疹マニュアル』（2023.4.1改訂）等を看護師が作成し、園長、看護師を中心に、園内研修を実施しています。また、外部の研修に参加した際は、研修報告を行い感染症の最新情報を共有しています。感染症の流行時期は看護室横の掲示板、「すこやかだより」、ホームページ等で知らせたり、現在の感染症の人数が分かるように玄関先の感染症ボードに掲示しています。また緊急時は「コドモン」にて注意喚起のお知らせを配信しています。

☆ **2023年3月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 19件 】**
設問31番 感染症対策や衛生管理は適切に行われていると思いますか？
⇒ 回答 はい 14（73.7%） どちらともいえない 5（26.3%）

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

(コメント)

園舎は、2016年（平成28年）建築のS構造（鉄骨造）で延べ床面積182.32㎡です。発生確率が今後10年以内に20～30%と言われている南海トラフ大地震や、気候変動による線状降水帯、激しい大雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨への備えは、大阪府の『南海トラフハザードマップ』、『豊中市総合ハザードマップ』『内水浸水想定区域図』、『洪水浸水想定区域図（天竺・兎川）』令和3年度（2021年度）の想定浸水 30～50cmを参考に、『災害マニュアル』（2023.4.1改訂）『非常災害対策マニュアル』（2023.4.1改訂）を作成し、「年間防災訓練計画」に従い、毎月避難訓練を実施しています。保護者には毎月の避難訓練後にコドモンメール配信し、連絡を徹底しています。落下防止対策をしり高い所に物を置かないようにしています。「備蓄リスト」を作成し、水（3L/人・日）食べ物、アレルギー児対応食品、簡易トイレ等を記載、更衣室に保管しています。

気象庁や国土交通省は、激甚化の一途をたどる豪雨に対し、2022年に全国のハザードマップの被害想定を“百年に一度の大雨”から“千年に一度の大雨”に切り替え防災計画の大転換を図りました。また、2023年5月 全国各地（石川県、千葉・茨城県、鹿児島・トカラ列島近海、東京都新島近海）で震度5-6クラスの地震が相次ぎ発生しました。『大地からの警告』かもしれません。これからも、正しく恐れ、備え（防災は事前の準備・訓練が8割）をお願いします。

参考）気象庁は、6/9（金）「エルニーニョ現象が発生しているとみられる。今後、秋にかけてエルニーニョ現象が続く可能性が高い（90%）」と発表しました。集中豪雨への警戒が必要です。エルニーニョ現象とは、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より高く（低く）なり、その状態が1年程度続く現象です。エルニーニョ現象は、日本を含め世界中の異常な天候の要因となり得ると考えられています。

https://www.jma.go.jp/jma/press/2306/09b/c_kanshi_print.pdf

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

(コメント)

「保育理念」「保育方針」に基づき、保育の基本姿勢をはじめ、登園降園時の対応、清潔、食事、あそび、保護者連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法が『保育マニュアル』（2023.5.17改訂）として作成され、子どもの尊重、プライバシー保護に関しては『プライバシー保護規定』（2023.4.6改訂）に明示されていました。園長、主任保育士は、保育の質を維持し、標準的な実施方法に基づいた保育サービスが実施出来ているか、定期的に各クラスを巡回し、確認、指導を行っています。また、保育実践が画一的なものとならないように、その日の状況や子ども一人ひとりの発達に応じた保育を心掛けるように配慮しています。定例の会議等にて随時話し合いや研修を実施し、年度末3月に見直しを行っていました。

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

(コメント)

毎月1回職員会議、クラス会議、毎月2回ミーティング会議等、各種会議を実施し、保育の振り返りや見直しについて話し合いを重ねています。「ほづみ絵本の森 マニュアル一覧表」を作成しており、『保育マニュアル』（2023.5.17改訂）、『プライバシー保護規定』（2023.4.6改訂）、『危機管理対応マニュアル』（2023.4.1改訂）、『お散歩マニュアル』（2023.4.14改訂）、『園外保育マニュアル』（2023.5.22改訂）等、マニュアルの定期的な見直し、改訂状況を確認しました。子どもや保護者の姿、職員や保護者からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、次年度の作成に活かしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

(コメント)

適切な福祉サービスを実施するために、子どもと保護者について、発達段階や家庭環境等、個別の状況を踏まえ、保育実施上のニーズを正しく評価、分析し、「全体的な計画」に基づき「指導計画」を作成しています。「指導計画」は各クラス担任が作成し、主任保育士が確認、指導を行い、必要に応じて看護師、法人の調理師、栄養士、臨床心理士等関係職員が参画しています。担任は、保護者との日頃のきめ細かな関わりや年2回の個人懇談を通じて具体的なニーズを把握していました。週日案、月案に子どもの様子や振り返り、改善点などが記載されていることを確認しました。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

(コメント)

「月案」や「各種指導計画」は、子どもの状況や保護者ニーズ等踏まえ、毎月定例で職員会議やクラス会議、ミーティング等にて話し合い、保育の質の向上につながるよう見直し評価を行い、次の指導計画の作成に活かしていました。指導計画等を変更する場合は、職員会議や各種会議、職員ノートにて速やかに周知しています。P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）の改善サイクルが機能しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

(コメント)

子どもの発達の様子や家庭環境を踏まえた教育・保育の実施状況は、「児童票」「身体発育表」「健診記録表」「個人懇談表」等、統一された様式に記録していました。個別の「指導計画」は毎月作成し、個々の子どもの育ちの姿を詳細に記録し、園長・主任保育士が確認、記録内容についての指導を行っています。また、共通認識が必要な情報は、日々「職員ノート」や「保育日誌」に記載し、また毎日行っている引継ぎや各種会議にて職員間で周知徹底して伝えあい、検討を行っています。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

『個人情報保護規定』、『プライバシー保護規定』（2023.4.6改訂）を整備し、目的外利用の禁止、個人情報漏洩防止等のルールを定めていました。個人情報に関わる全ての書類は、職員室に保管、厳正に管理しています。

職員には記録の管理や写真の取り扱い等、個人情報保護を遵守徹底するための園内研修を実施していました。

保護者には入園説明会や面接時（2023.3.22実施）、「重要事項説明書」にて個人情報の保護を徹底している事を伝え、年度当初に「個人情報同意書」を提出していただき、理解を得ています。

（コメント） 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月12日公布）【2022年4月1日施行】への対応では、保有する個人情報の数を計算し、万一、1,000人を超える漏えいが発生した場合、個人情報保護委員会への報告が義務化された事の職員への周知が必要です。

参考）改正個人情報保護法で事業者の漏えい事案の報告が義務化されたことにより、報告件数が前年度の1,042件から約4倍の4,217件に急増したと報告されています。

個人情報保護委員会HP 令和4年度 年次報告の概要について（令和5年6月）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/050609_annual_report_gaiyou.pdf

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	『全体的な計画』は、『保育所保育指針』、園の「保育理念」「保育方針」等に基づいて、適切に編成されていました。基本理念に併記されている「まわりの大人が大切にしたいこと」では、「子どもの成長や発達を喜び合い協力し合いながら成長しよう」「大人も子どもも豊かな安全基地を持ち愛着を安定させよう」と謳い、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助することと合わせて、保護者の子育てを支援する温かいまなざしが掲げられていて、園の子育て支援の取り組みや様々な保護者参加行事などに反映されていました。『全体的な計画』は、年度末に全職員が参画して評価、見直しを行い、次年度の作成に活かしていました。「年間指導計画」「月案」「週案」等は定期的に評価を行っていました。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育室は、採光や換気に配慮し、毎日2回温度・湿度をチェックし、清潔で適切な状態を保持するように実践していました。また常に安全な環境整備をするために、「掃除チェック表」、「時間別仕事内容」、「安全点検チェック表」等が詳細に作成されていて、室内外の掃除や、玩具・遊具の衛生管理、安全点検をきめ細かく取り決め実践していることを各種書面にて確認しました。保育室は遊びと生活において一人ひとりの子どもが落ち着いて心地よく過ごせるように、遊びの時間帯と、食事・着替え・睡眠へと流れる生活の時間帯で、動線を考慮して環境構成を変えるなど工夫をしていました。遊びのコーナーでは、発達に合わせて子どもが様々な遊びを通して育つように配慮された道具や玩具等を十分に整備していました。午睡時には一人ひとりに絵本の読み聞かせを行い、安心して入眠できるように配慮していました。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達と家庭環境や生活リズムを十分に把握し理解したうえで、育ちに合わせた関わりができるよう配慮して保育を進めていました。月2回の「ミーティング」においては、一人ひとりの子どもについて全職員が把握するように話し合いを重ねていました。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、穏やかにわかりやすい言葉かけを心掛けるように努めていました。子どもへの接し方、言葉かけ等が適切に行われているか、虐待研修にて取り上げるなど、互いに振り返り学びあっていました。『保育マニュアル』（2023.5.17改訂）に、子どもを尊重した関わりについて明記されていました。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a

(コメント)	<p>基本的な生活習慣が身につくように、家庭と連携しながら、保育経過記録をもとに一人ひとりの発達を踏まえたうえで、個別計画を立て丁寧に援助していました。</p> <p>『保育マニュアル』（2023.5.17改訂）には、午睡、着脱の流れ、おむつ交換等の具体的な援助や手順が記載されていました。食事から着脱、午睡へと流れる動線を考慮して、一人ひとりへ丁寧な援助ができるように環境構成を工夫していました。また援助に当たっては子どもの主体性を重んじ、自分でやろうとする気持ちを大切にしながら関わるように心掛けていました。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、子どもによくわかるように大人が手本となって具体的に伝えるようにしています。</p>	
A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
(コメント)	<p>保育室内の遊びのスペースでは、子どもたちがそれぞれ好きな遊びを自発的に取り組むことができるよう様々な玩具・道具を整備してコーナーごとに区切ったり、絵本コーナーでゆったり読み聞かせをしてみたりする環境づくりを工夫していました。またサーキット遊びや表現遊び、戸外遊びを計画的に取り入れ、存分に体を動かす遊びが保障されるようにしていました。デッキでは水遊びや感触遊び等、五感を刺激する遊びができるようにしていました。また異年齢で過ごす生活を通して、友だちとの人間関係が健やかに育まれるように、丁寧に援助するように努めていました。遊びの年間計画は、室内、造形、リズム、自然、運動等、1～2歳児の発達の道筋を踏まえたうえで丁寧に作成されていました。特に「絵本遊び」の年間計画は、食育、科学、音楽等の領域を横断してきめ細かく編成され、実践に結び付けていました。その取り組みの一つとして、毎年、絵本の世界を親子で遊ぶ「絵本フェスタ」を開催して地域にも発信していました。また亀の飼育、野菜や花の観察、散歩等を通じて様々な自然に触れあえるように工夫していました。散歩で地域の人と挨拶を交わしたり、近隣の施設を訪問する体験を通して、様々な人と接する機会を大切にしていました。</p>	
A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	—
(コメント)	<p>* 園は1-2歳児の小規模保育園の為、対象外</p>	
A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>ワンフロアで1、2歳児が活動しており、一人ひとりに合わせた活動や『絵本』を取り入れた遊びの工夫をしています。『絵本コーナー』や『制作コーナー』等で環境を分け、子どもたち自身の気持ちを大切に、子どものペースで「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」取り組めるよう見守っています。近隣の公園や姉妹園などに散歩に行き、探索活動が十分行えるよう配慮されています。散歩や行事、イベントを通して、地域の人と触れ合う機会を設けています。また、2歳児クラスは毎年1月後半頃に近隣の姉妹園の認定こども園との交流を持ち、幼児（3・4・5歳児）と関わりを持てるようにしています。</p> <p>子どもの自我の育ちを受け止め、適切な関わりができるよう「月案」や「個別指導計画」に記載し、職員会議や毎日の引き継ぎを通して、全職員に周知し共有しています。</p>	
A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	—
(コメント)	<p>* 園は1-2歳児の小規模保育園の為、対象外</p>	
A-1-(2)-⑧	<p>障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a

(コメント)	『障がい児マニュアル』（2023.4.5改訂）に基づき、個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、集団の中で、安心安全に配慮して、子ども同士が共に育ち合えるように援助し保育を進めています。市の専門職員の巡回指導で援助方法や関わり方の助言を受けて保育に活かしています。また、併行通園施設とは相互に訪問、見学しあうなど緊密に連携していました。職員は外部の研修を受講して、障がい児対応や統合保育に関する必要な知識や情報を得て、園内で全職員に報告したり、ワークショップ形式で研修を行う等互いに学びあう取り組みを行っていました。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一日の生活を見通して計画性をもって子ども主体の保育が展開できるように、遊びや生活を組み立てていました。在園時間に配慮して家庭的で落ち着いて過ごせるスペースを設けたり、好きな遊びをゆったりとできるように様々な遊びのコーナーを設置しています。ワンフロアで異年齢の子どもと一緒に過ごし育ちあうことを大切にしながら、一人ひとりの気持ちにも丁寧に寄り添い、安心して過ごせるように配慮することを心掛けていました。延長保育児にはおやつを提供をしています。全職員が一人ひとりの子どもについて把握できるように、毎日昼に「引継ぎ会議」を行い連絡事項を伝えあい、また「職員ノート」の記載を通して情報を共有、引継ぎを適切に行っていました。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	* 園は1-2歳児の小規模保育園の為、対象外	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	<p>『感染症マニュアル』（2023.4.1改訂）等各種保健マニュアルが作成されていて、それらに基づき、適切に園児の健康管理、発育測定を行っていました。看護師は、毎日の健康観察や「おたよりファイル」にて、子どもの健康状態を把握し、「看護記録」「個別記録」に記入し、必要に応じて「職員ノート」や「引継ぎ会議」にて全職員間に周知し情報の共有をしていました。また「保健月間サマリー」には、様々な関わりや出来事を詳細に記入していました。「保健計画」は毎年作成されていました。保護者には「すこやかだより」にて「保健計画」の作成や園児の子どもへの健康に関する方針や情報、近隣の感染状況、子どもへの保健指導の状況について等、きめ細かく発信していました。SIDSに関する必要な知識については毎年園内研修を行い（2022.11.実施）、全職員に周知し、実践していることを「睡眠チェック表」等で確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を「すこやかだより」やポスターにて提供しています。</p> <p>【 看護師による健康・保健面での取り組み 】</p> <p>毎朝の視診と連絡帳と検温や午睡のチェック、毎月の発育測定を実施し園児の体調管理に努めている。コロナを経験したことで、感染症予防対策に特に気を付けるようになり、手洗いを職員や園児に指導している。また、室温・湿度・空調管理を行い、過ごしやすい環境作りに努めている。不適切な保育・安全管理に気を付けるため、ヒヤリハットの見直しを行い毎月の統計を数値化することにより問題を考察しやすくした。感染症対策やケガの対応・救命救急等職員への勉強会を年間計画で実施している。アレルギー児対応では配膳方法を見直し、安心して食事ができるよう注意を払い、職員に周知している。</p>	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させている。	a

(コメント)	<p>健診の結果は個別の「健康診断表」に記録し、職員間で情報の共有をしていました。子どもには「保健計画」に基づき、歯磨き等が楽しく習慣化するように、絵本やペープサートを使って知らせ、遊びの中に取り入れていました。保護者へは書面にて健診結果を報告し、有効活用されるように家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。</p>	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	<p>『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『食物アレルギーマニュアル』（2023.4.6改訂）を作成し、マニュアルに基づき、主治医の指示のもとアレルギー対応を行っていました。保護者には主治医からの「指示書」「生活管理指導表」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないよう他児と机を分け個別トレイにて提供、複数のチェック等、配膳の流れについて毎年4月に見直しを行い、看護師による研修にて学びあい（2023.4.20実施）知識・技術の向上に努めています。慢性疾患児（血友病）の病気の知識、対応についても研修を行い全職員に周知していました。保護者には園だより、保育参加にて伝えたり、子どもたちにはアレルギー児への配慮が必要なことや、食事中のルール等を理解できるように伝えていました。</p>	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>食に関する豊かな経験ができるように、「年間食育計画」は、例えば「絵本遊び」の年間計画に「食育」の項目がある等、様々な領域の保育内容を横断してきめ細かく作成され、日々の実践に結び付けていました。食事はテーブルごとに少人数に分け、子どもが落ち着いて楽しみながら食事ができるように配慮していました。保育士は子どもの発達に合わせて食材の大きさや食器、食具を変え、一人ひとりに合わせた援助を行っていました。食への興味関心を深めていけるように、野菜の栽培活動や食材に触れたりクッキング活動等を取り入れていました。</p> <p>【 子ども主体の食育に向けた取組み 】</p> <p>食事の時間に年齢で分けるのではなく、同じ年齢でも朝起きる時間や朝食を食べた時間と生活リズムが違うため、そこに配慮して1歳児でも2歳児と一緒に時間に食事をとるなど、発達や状況に合わせて臨機応変に対応している。また食べることに興味や関心を持てるように、野菜を育てたり洗ったり皮をむいたり、実際に食材に触れ合う機会を大切にしている。子どもたちが具材をトッピングしてピザトーストを作るなど1・2歳でもできる食育を取り入れ、その様子を毎月のおたよりで保護者に伝えている。保育参加では一緒に食事をしてもらうため、食事についての質問や様子を詳しく聞きながら、保護者の食に対しての興味や関心を高めるきっかけともなっている。</p>	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>アレルギー児には除去食・代替食の対応を行う他に、4月後半は普通食に慣れていない子も多いので、油の多いものは控えるようにしています。入園前面談にて食事の進み具合や量・好き嫌いを確認し、会議等で食事に関する情報を全職員に周知し、おかわり等で個別対応しています。残食量は、「給食日誌」に毎回記入し、それをもとに献立会議で伝え、次回の献立に反映出来るよう話し合っています。旬の食材や季節や行事に合わせた献立を提供し、月に1度世界の食事や各行事の際には行事食を提供しています。</p> <p>月に1度献立会議を法人内の3園で行い、各園の食事の様子を伝え合い情報交換をする機会を設けています。</p> <p>給食（和食中心）は、近隣の関連園 認定こども園 ほづみ保育園からの外部搬入です。調理段階の衛生管理が、きっちり決めた通り実施されているか、7月に調理場を訪問し、栄養士・調理師よりヒアリング致します。</p>	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>「おたよりファイル」にて、日々の子どもの活動、体調、食事、排泄等についてきめ細かく記入して情報交換を行い、信頼関係を築くためのコミュニケーションを大切にしていました。保育の意図や保育内容については、入園説明会、園だより、各種おたより、ホームページ等で丁寧に伝えていました。また年2回の保育参加と個人懇談会を通して、園での具体的な保育内容や個人の成長の様子を伝え共有できるように支援していました。日頃から子育て相談に応じたり、家庭の状況、保護者との情報交換内容については、「子どものつぶやき」「個人懇談記録」「職員ノート」等において記録が残っていることを確認しました。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	<p>個人の「おたよりファイル」で、日々の子どもの様子や保育内容を詳細に伝えていました。送迎時には、保護者と信頼関係を築くようにきめ細かくコミュニケーションを取りながら、情報共有を行っていました。保護者の就労状況等個々の状況に配慮して相談に応じられるよう、子育て支援室「絵本カフェ」の活用や、月1回専門職員による子育て相談（ちょいきき）を設置していました。個別の相談内容については各クラスの「会議録」や「個別月案」に記録し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。1名のスマイルサポーター（園長）が在籍していることを周知し、延長保育、園庭開放を実施していました。</p>	
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	<p>『児童虐待虐待防止マニュアル』（2023.4.1改訂）を整備し、職員には虐待等権利侵害の兆候を見逃さず早期発見するよう周知徹底し、「虐待防止研修」（2022.11.21実施）を行っており、保護者にも研修の実施について園だよりで周知していました。今年度も保健計画に基づき研修の実施を計画しています。子どもの心身の状態、家庭での養育状況の丁寧な把握に努め、気になる家庭については毎日の生活や遊びの中で子どもや保護者の様子に変化がないか確認し詳細な記録を残しています。虐待の兆候を感じた場合は『児童虐待防止マニュアル』に沿って速やかに関係機関に通報する仕組みが構築されており、園には通報義務がある事が明記されています。</p>	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	<p>職員は月案・週案にて、自らの保育の丁寧な振り返りを行い、職員間で情報を共有しあっていることが、クラス会議、研修等、各種記録で確認できました。その際、子ども一人ひとりの心の育ちや活動への興味・意欲を理解し、取り組む過程を大切にしていけるよう配慮して振り返りを行っていました。法人及び園独自の自己評価は各々年2回実施しており、それをもとに園長や主任保育士による面談が行われていました。各自がスキルアップを目指して目標・計画を立て自己研鑽し、園全体の保育の質の向上につながるようように努めていました。今後は、園内研修で取り上げた何気ない日常の保育場面についての意見交換をまとめ、具体的な保育の姿勢や保育内容の改善等につなげていくことが望まれます。</p>	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A②	A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。
	(コメント)	『就業規則 解雇事由の第44条(12)』に、「体罰等子どもへの不適切な対応の禁止」と明記していました。一人ひとりの職員が忌憚なく意見を出しあい互いに振り返りあうワークショップ形式の研修を行っていました。(2022.11.21実施) 体罰禁止等については、『児童虐待防止対応マニュアル』(2023.4.1改訂)に明記し、職員に周知されています。
		a

利用者(子ども)の保護者へのアンケート結果

調査の概要

調査対象者	園に通う全園児の保護者（全園児に配付）
調査対象者数	19人（回収率 100% = 19回収 / 配付19）
調査方法	アンケート調査-無記名方式（2023年3月実施） *大阪府がモデルで示している「利用者チェックリスト〔保育園〕」アンケート項目20に、追加し45項目で詳細に調査しました。

利用者（子ども）の保護者へのアンケート結果（概要）

全園児19人の保護者から回収（回収率 100% = 19回収/配付19） その結果は大変高い満足度を示しました。【 園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.9 極めて高い満足度 】
各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

1歳児 うすら組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 満点 5（回収率=9/9 100%）

- ① <多数> たくさんの絵本に囲まれて生活し、絵本遊び等で色々な絵本の楽しさを遊びを通じて伝えている。
- ② <多数> 子供が楽しくのびのび過ごせる。
- ③ <多数> 少人数でアットホーム。

2歳児 だるま組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.9（回収率=10/10 100%）

- ① <多数> 絵本の世界にたくさん触れる事が出来る。
- ② <多数> 小規模ならではの、アットホームな雰囲気がある。
- ③（複数） 自由にのびのび生活できる環境。

以 上

* 前回2018年9月実施（満足度4.8）を上回る、極めて高い保護者満足度です。

☆ おおむね、保育理念・方針で掲げている内容を達成している事が上記の保護者のコメント、高い保護者の満足度から伺えました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等